

し
資

りょう
料

1 外国人住民人口統計

川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 (各月末日現在・人)

ねんつき 年月	2004.3	2005.3	2006.3	2007.3	2008.3	2009.3	2010.3	2011.3	2012.3	2013.3	2014.3	2014.12
こくせきちいき 国籍・地域※	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H26)
ちゆうごく 中国	6,658	6,774	7,391	8,192	9,202	10,003	10,423	10,611	10,486	9,716	9,956	10,524
かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	9,266	9,152	9,118	9,239	9,450	9,539	9,290	9,066	8,654	8,060	7,922	7,835
ふいりびん フィリピン	3,280	3,319	3,494	3,722	3,863	3,939	3,891	3,836	3,852	3,564	3,653	3,722
べとなむ ベトナム	262	274	339	435	553	584	617	649	695	773	936	1,175
いんど インド	664	674	797	870	982	1,178	1,192	1,155	1,038	962	807	790
たいわん 台湾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	429	590	736
ぶらじる ブラジル	1,414	1,377	1,393	1,384	1,365	1,409	1,188	1,123	930	774	756	726
べいこく 米国	685	727	764	782	754	821	797	779	746	682	650	713
たい タイ	483	514	551	564	586	637	589	568	535	491	515	531
ねばーる ネパール	118	128	142	142	180	307	325	326	360	357	418	509
べるー ペルー	589	603	616	598	618	608	586	567	553	492	487	490
えいこく 英国	328	313	342	333	325	330	322	326	284	239	255	264
いんどねしあ インドネシア	217	245	280	302	329	305	308	280	286	231	240	258
すりらんか スリランカ	144	195	189	197	200	204	209	215	190	174	165	173
ふらんす フランス	103	121	127	127	154	163	156	161	148	146	157	166
まれーしあ マレーシア	202	199	183	176	174	196	204	200	232	186	178	163
かなだ カナダ	208	241	227	229	219	206	201	178	162	143	137	152
ばんぐらでしゅ バングラデシュ	178	172	175	191	182	183	182	182	157	128	129	135
どいつ ドイツ	99	101	116	122	131	152	130	130	124	97	97	121
ろしあ ロシア	83	79	73	79	79	106	109	114	110	94	102	116
おーすとらりあ オーストラリア	245	237	246	204	196	180	177	154	127	115	110	115
た その他	1,410	1,379	1,262	1,412	1,472	1,533	1,718	1,526	1,452	1,269	1,311	1,401
がいこくじんそうすう 外国人総数	26,636	26,824	27,825	29,300	31,014	32,583	32,614	32,146	31,121	29,122	29,571	30,815
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.05%	2.05%	2.10%	2.18%	2.25%	2.33%	2.32%	2.25%	2.17%	2.02%	2.03%	2.11%

※ 法務省の在留外国人統計に基づく表記

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちいきべつ
 川崎市の外国人住民人口(国籍・地域別)

ねん がつまつじつげんざい
 2014年12月末日現在

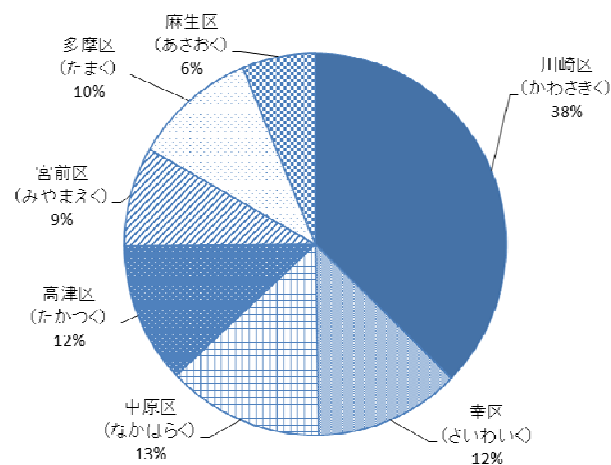
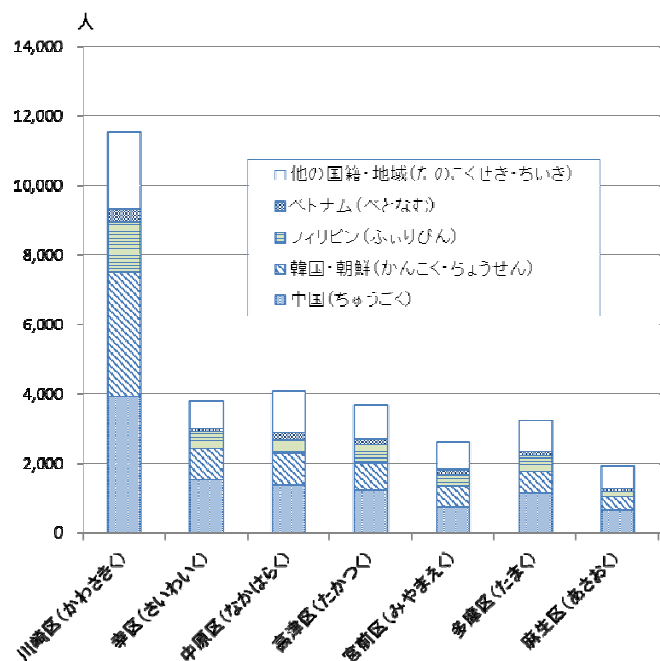
No.	国籍/地域	にん 人	No.	国籍/地域	にん 人	No.	国籍/地域	にん 人
1	中国	10,524	44	コートジボワール	17	87	アルメニア	
2	韓国・朝鮮	7,835	45	ウズベキスタン	17	88	アゼルバイジャン	
3	フィリピン	3,722	46	アイルランド	16	89	ブルキナファソ	
4	ベトナム	1,175	47	セネガル	15	90	ジブチ	
5	インド	790	48	ケニア	14	91	エチオピア	
6	台湾	736	49	カザフスタン	13	92	グアテマラ	
7	ブラジル	726	50	ブルガリア	12	93	イラク	
8	米国	713	51	ラオス	12	94	マダガスカル	
9	タイ	531	52	モロッコ	12	95	セルビア	
10	ネパール	509	53	オーストリア	11	96	スロバキア	
11	ペルー	490	54	ベルギー	10	97	スロベニア	
12	英国	264	55	フィンランド	10	98	スーダン	
13	インドネシア	258	56	オランダ	10	99	トーゴ	
14	スリランカ	173	57	サウジアラビア	10	100	ベナン	
15	フランス	166	58	シリア	9	101	クロアチア	5
16	マレーシア	163	59	チェルニジア	9	102	ガボン	
17	カナダ	152	60	チリ	8	103	ガンビア	人に
18	バングラデシュ	135	61	チェコ	8	104	ガイアナ	
19	ドイツ	121	62	ハンガリー	8	105	ヨルダン	未
20	ロシア	116	63	コンゴ民主共和国	7	106	ラトビア	
21	オーストラリア	115	64	ジャマイカ	7	107	レバノン	
22	モンゴル	94	65	ポルトガル	7	108	リベリア	満
23	イラン	84	66	南アフリカ共和国	7	109	モーリシャス	
24	ミャンマー	79	67	ベネズエラ	7	110	ミクロネシア	
25	パキスタン	70	68	カメルーン	6	111	ニカラグア	
26	ガーナ	58	69	エクアドル	6	112	ノルウェー	
27	ポリビア	49	70	エジプト	6	113	オマーン	
28	シンガポール	43	71	ウガンダ	6	114	パラオ	
29	ウクライナ	43	72	デンマーク	5	115	パナマ	
30	アルゼンチン	41	73	ギニア	5	116	カタール	
31	イタリア	41	74	アルジェリア		117	サモア	
32	スペイン	37	75	ブータン		118	タンザニア	
33	メキシコ	36	76	コスタリカ		119	トルクメニスタン	
34	ニュージーランド	36	77	キューバ	5	120	ウルグアイ	
35	ナイジェリア	36	78	フィジー		121	ザンビア	
36	コロンビア	34	79	ギリシャ	人に		無国籍	15
37	ルーマニア	34	80	キルギス			空欄※	33
38	スウェーデン	33	81	ペラルーシ	未			
39	カンボジア	32	82	エストニア				
40	ポーランド	29	83	イスラエル	満			
41	パラグアイ	22	84	リトアニア				
42	スイス	20	85	アフガニスタン				
43	トルコ	20	86	アンゴラ				

しゅっしやう けいかたいざいしやとう
 出生による経過滞在者等
 ごうけい にん
 合計 30,815人

くべつ おも こくせき ちい きべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
 2014年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかばらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	ちゅうごく 中国	3,900	1,525	1,359	1,221	735	1,143	641	10,524
2	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	3,586	915	920	786	597	628	403	7,835
3	ふりりびん フィリピン	1,437	449	401	531	340	433	131	3,722
4	べとなむ ベトナム	374	99	186	157	136	129	94	1,175
5	いんど インド	374	192	82	41	35	40	26	790
6	たいわん 台湾	214	90	124	91	77	76	64	736
7	ぶらじる ブラジル	433	46	50	55	56	55	31	726
8	べいこく 米国	73	56	139	125	95	119	106	713
9	たい タイ	205	57	82	62	42	46	37	531
10	ねばーる ネパール	121	53	172	65	11	77	10	509
	た こくせき 他の国籍	808	317	563	538	473	486	369	3,554
	ごうけい にん 合計(人)	11,525	3,799	4,078	3,672	2,597	3,232	1,912	30,815



2 第10期代表者の応募状況と選考結果

1 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条第1項第1号による配分

	国籍・地域	外国人住民人口 (2014.1.1現在)	配分数	応募者数 A	選考者数 B	倍率 A / B
登録者千人以上	中国	9,848人	5人	111人	5人	22.2倍
	韓国・朝鮮	7,916人	3人	32人	3人	10.67倍
	(韓国)			30人	2人	15.0倍
	(朝鮮)			2人	1人	2.0倍
	フィリピン	3,626人	2人	11人	2人	5.5倍
	計	21,390人	10人	154人	10人	15.4倍

2 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条第1項第2号による配分

	国籍・地域	外国人住民人口 (2014.1.1現在)	配分数	応募者数 A	選考者数 B	倍率 A / B
地域別	アジア	25,742人	3人以上	178人	7人	25.43倍
	アフリカ	215人	1人以上	2人	2人	1.0倍
	東ヨーロッパ	239人	1人以上	3人	2人	1.5倍
	ラテンアメリカ ・カリブ海諸国	1,448人	1人以上	6人	2人	3.0倍
	西ヨーロッパ・その他	1,680人	1人以上	11人	3人	3.67倍
	計	29,324人	26人以下	200人	16人	12.5倍

おうぼしやくにべつうちわけ
 [応募者の国別内訳]

あじあ アジア	ちゆうごく かんこく ちょうせん ふいりびん いんど べとなむ 中国111、韓国・朝鮮32、フィリピン11、インド7、ベトナム6、 タイ2、マレーシア2、インドネシア1、シンガポール1、 ラオス1、スリランカ1、バングラデシュ2、 ネパール1
あふりか アフリカ	べなん けにあ ベナン1、ケニア1
ひがしよーろっば 東ヨーロッパ	ろしあ うくらいな ロシア2、ウクライナ1
らてんあめりか・ カリブ海諸国	ぶらじる ぼりびあ ペルー ブラジル4、ボリビア1、ペルー1
にしよーろっば・その他	おーすとらりあ すうえーでん どいつ べいこく えいこく オーストラリア1、スウェーデン1、ドイツ1、米国6、英国2

だいひょうしゃ じにん ともな ほじゆうせんこう
 代表者の辞任に伴う補充選考について

ねん がつ いしよく う だい きだいひょうしゃ ひとり ねん がつ じにん
 2014年4月に委嘱を受けた第10期代表者のうち1人が2014年8月に辞任したため、
 し かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんこういいんかい せんこうけつか もと あら
 市は、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会の選考結果に基づき、新たな
 だいひょうしゃひとり いしよく
 代表者1人を委嘱しました。

3 ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりょう おも ちょうさしんぎ かんれん あ ていしゅつび
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。()は提出日
です。

【1】じょうほう とうけい 情報・統計

1 ふくしきょういくぶ かいかんけい 福祉教育部会関係

にゅうようじ ちい こ こそだ ねん がつなのか
乳幼児 / 小さな子どもの子育てについて (2014年9月7日)

かくくこそだ がいどぶっく がいこくごばんほ しけんこうてちょう ねん がつなのか
各区子育てガイドブック、外国語版母子健康手帳 (2014年9月7日)

ほいくえん にゅうえん しゅく せいど ねん がつなのか
保育園への入園の仕組みや制度 (2014年9月7日)

「さんぼみち」(川崎区の子育てガイドブック)について (2014年10月19日)

かわさきし しりつがっこうすう および がいこくせきじどう せいと ねん がつ ち
川崎市の市立学校数および外国籍児童・生徒について (2014年10月19日)

こくさいりかいきょういく たぶんかきょうせいきょういく ねん がつ ち
国際理解教育・多文化共生教育について (2014年10月19日)

いじめについて (2014年10月19日)

「外国人保護者用就学ハンドブック」(川崎市教育委員会)(2014年12月7日)

「就学ガイドブック」(文部科学省)(2014年12月7日)

かいご ねん がつ ち
介護について (2015年1月18日)

「こんにちは介護保険です」(2015年1月18日)

ねんきん ねん がつ ち
年金について (2015年1月18日)

がいこくじんしみんいしきじたいちようさちようさけっか しんぎしりょう ねん がつ ち
外国人市民意識実態調査調査結果 (審議資料)(2015年2月15日)

2 しゃかいせいかつぶ かいかんけい 社会生活部会関係

ざいりゅうしかく しゅうろう かんけい ねん がつなのか
在留資格と就労の関係 (2014年9月7日)

がいこくじん たいしょう しゅうしょくしえん ねん がつなのか
外国人を対象とした就職支援について (2014年9月7日)

がいこくじん たいしょう しゅうしょくしえん かいご ぶんや ねん がつ ち
外国人を対象とした就職支援(介護の分野)について (2014年10月19日)

「外国籍県民等対象介護職員初任者研修」チラシ (2014年10月19日)

「介護の勉強をするための日本語講座」チラシ (2014年10月19日)

「外国人等の就職相談会・面接会」チラシ (2014年10月19日)

きぎょうしえん ねん がつ ち
起業支援について (2014年10月19日)

ねんきんせいど ねん がつ ち
年金制度について (2014年10月19日)

かわさきしきよじゅうしえんせいど あんない ねん がつなのか
川崎市居住支援制度のご案内 (2014年12月7日)

りゅうがくせい がいこくじん す せいかつ むりようそうだんかい ねん がつ ち
留学生・外国人のための住まいと生活の無料相談会 (2015年1月18日)

くやくしょ さーびす ねん がつ にち
区役所のサービスについて (2015年2月15日)

そうだんまどぐち ねん がつ にち
相談窓口について (2015年2月15日)

がいこくじんしみんいしきじつたいちようさちようさけっか しんぎしりよう ねん がつ にち
外国人市民意識実態調査調査結果 (審議資料) (2015年2月15日)

【2】話し合いのまとめ等

ぜんかいかいぎ ずいじ
前回会議のまとめ (随時)

かくぶかい しんぎ ずいじ
各部会の審議のまとめ (随時)

ねんどおーぶんかいぎ ねん がつ にち
2014年度オープン会議のまとめ (2014年1月18日)

かくしゅじつこういんかいほうこく ずいじ
各種実行委員会報告 (随時)

ぼうちようしゃ こえ ずいじ
傍聴者の声 (随時)

【3】議事録

ねんどかわさしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだい かいぎじろく ずいじ
2014年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録 (随時)

【4】年次報告・ニューズレター等

ねんど ねんじほうこく ねん がつ はつ が
2013年度「年次報告」(2014年4月20日)

にゅーずれたー ずいじ
ニューズレターNo.51、52、53 (随時)

【5】その他

せいふくいんちよう せんしゆつ ねん がつ はつ が
正副委員長の選出について (2014年4月20日)

だい き ちようさしんぎ ねん がつ にち
第10期の調査審議について (2014年5月25日)

ぎょうじ さんか ねん がつ にち
行事への参加について (2014年5月25日)

じつこういんかいとう ねん がつ にち
実行委員会等について (2014年5月25日)

しないしきつ ねん がつ にち
市内視察について (2014年5月25日)

し しんぎかいとういん ねん がつ にち
市の審議会等委員について (2014年5月25日)

りんじかい ねん がつ にち
臨時会について (2014年6月22日)

ぶかい ねん がつ にち
部会について (2014年6月22日)

ぶかいしんぎ ねん がつ にち
部会審議 (2014年6月22日)

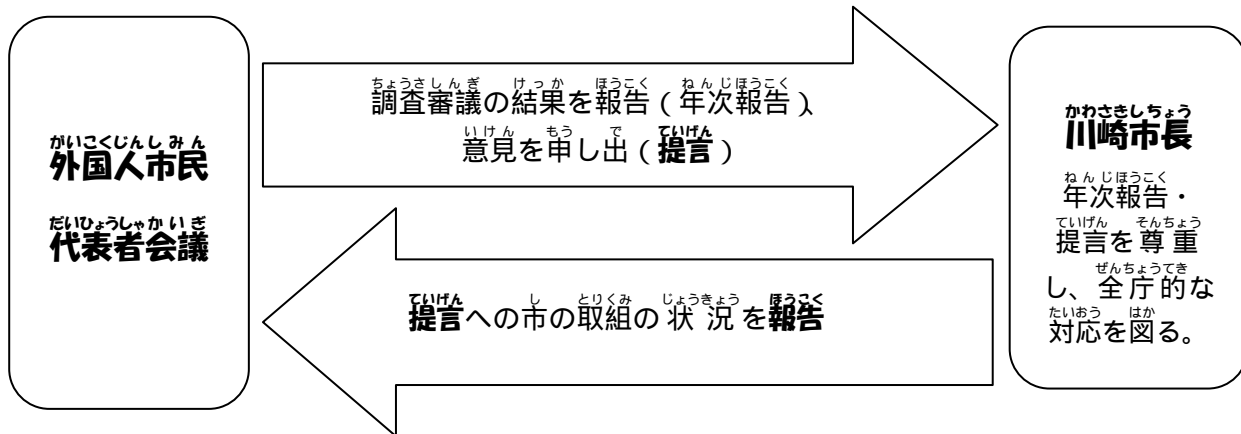
2014年度の年次報告書について (2015年1月18日)

ていげん とりくみじょうきよう ねん がつ にち
提言の取組状況について (2015年2月15日)

4

提言への市の取組 状 況

【1】提言への市の取組 状 況 の調査および調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています(提言)。市は条例により、代表者会議からの意見の申し出を尊重することとされており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2013年度調査で取組状況が「B(=取組中・検討中)」だった提言と、第9期代表者会議から新たに出された2013年度の提言についてです。

取 組 状 況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたもの

その提言に対して現時点で可能な取組を実施し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したものの。

取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているもの

まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの。

今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

なお、2006年度までの報告の内容は、『提言集<1996～2005年度>』(2007年3月発行)に、

2007から2013年度までは、各年度の年次報告に掲載されています。

【2】これまでの提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内	よう 容	たんとうきょく 担当局	とりくみじょうきょう 取組状況
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ	そごりかいきょういく すいしん	きょういくいいんかい	2002年度 A
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう	せいび	きょういくいいんかい	2004年度 A
	①～3	①～1のための	がいどらいんさくせいとう	きょういくいいんかい	2004年度 A
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしゃ	こんだん ぼとうせっち	きょういくいいんかい	2006年度 A
	②～1	じゅうたくじょうれい	せいてい	まちづくり局	2002年度 A
	②～2	じゅうたくじょうれい	こうか ほほう けんとう	まちづくり局	2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ	じょうほうこーなー	しみんきょく	2002年度 A
	③～2	がいこくご	しりょう りすとはいふ	しみんきょく	2003年度 A
	③～3	がいこくご	しりょう たい しみんいけん き	しみんきょく	2007年度 A
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど	じゅうじつ	しみんきょく	2002年度 A
	①～2	りゅうがくせい	じゅうたく かくほ	しみんきょく	2005年度 A
	①～3	りゅうがくせい	がくせいかいがん けんせつ けんとう	しみんきょく	2005年度 A
	②	しゅつにゅうこくかんりぎょうせい	かいぜん ほうむだいじん ようぼう	しみんきょく	2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみんとう	じゅうたくにゅうきょしえん	まちづくり局	2002年度 A
	③～2	にゅうきょさべつ	けいはつ けんちじ ようぼう	まちづくり局	2003年度 A
	③～3	にゅうきょ	こうてきほしょうにんき こう	まちづくり局	2002年度 A
	④～1	こくさいにゅうりゅうきょうかい	きかくうんえい がいこくじんしみん	そうむきょく	2002年度 A
	④～2	こくさいにゅうりゅうきょうかい	とうろく ぼらんていあ	そうむきょく	2002年度 A
	④～3	がいこくじんしみんむ	がいど はいふかつよう	そうむきょく	2002年度 A
1998	①～1	あすくる	こうほう	そうむきょく	2002年度 A
	①～2	こども	ぶんかせんたーしょくいん	そうむきょく	2002年度 A

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じよせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～2	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて そうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらんていあねっとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらんていあだんたいどう じょうほうかんにり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどくち ぼすたーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきょく 総務局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいはつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゅつにゅうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼご おし ぼらんていあかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらんていあかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほむへるばー ようせいどう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて そうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ぼごしゃ じょうきょう はいりょ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゅうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう 国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしゃ 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～2	がいこくじんほごしゃ 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくり局	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	⑤	こうてきねんきん 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
2005	①～1	がくしゅうげんご 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	みじか 身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	いけんひょうめい 意見表明をしやすい環境整備	しみんきょく 市民局	B
	②～2	ちほうさんせいけん 地方参政権を国に働きかける	しみんきょく 市民局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー 外国人市民情報コーナーの改善	しみんきょく 市民局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみんきょく 市民局	B
	③～3	みぢか 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	こうこうしんがくじょうほう 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～3	こうこうにゅうがくご 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	がいこくじんしみんむ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみんきょく 市民局	B
	③～2	くやくしよちやうしゃない 区役所庁舎内の案内表示	しみんきょく 市民局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと えもじ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん しゅく 高等学校入試に適応するための学習支援の仕組みの せいび 整備	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	みんぞくぶんかこうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく つながる こどもたち の文化等を多文化理解教育 と に 取り入れる。	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりょうそうだん つきそ しやほけん しえん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	そうむきょく 総務局 しみん きょく 市民・こども局	B B
	③～2	し ほーむ ペーじ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A 2012年度 A
	④～1	しよくいんとう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきょく 総務局 しみん きょく 市民・こども局	B B
	④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん きょく 市民・こども局	B
2011	①～1	がいこくじんしみん じったい はあく ちょうさき じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみん きょく 市民・こども局	B
	①～2	ちょうさけっか こうひょう だいいひょうしや かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん きょく 市民・こども局	B
	②～1	しゃかいほししょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	②～3	ねんきんせいど わ しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじょうたぶんかりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～2	たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる。	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～1	もんだい てび さくせい いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～2	ぼ ご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教育委員会	B

2013	①～1 ～(1)	「ウエルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	各区役所	B
	①～1 ～(2)	「ウエルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える。 外国人市民情報コーナーの案内。	各区役所 市民・こども局	B
	①～1 ～(3)	重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	市民・こども局	B
	①～2 ～(1)	区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	各区役所	B
	①～2 ～(2)	市が英語で発行できる証明書の周知	市民・こども局	B
	②～1	日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語資料の提供や説明	教育委員会	B
	②～2	外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や機会の提供	教育委員会	B
	③	出入国管理行政の改善を国に働きかける	市民・こども局	B

担当局は提言当時の名称

【3】 提言への取組状況

これまでに提出されたすべての提言及びそれに対する市の取組状況報告を掲載しました。

取組状況が「A(=一定の成果を得た)」の提言については、Aとなった年度の取組状況報告、取組状況が「B(=取組中・検討中)」の提言については、2014年10月1日現在の取組状況報告を掲載しています。

* 提言への取組状況のうち、明朝体で白い枠の中に記載されているのは2014年度に調査した項目、グレーの枠の中に記載されているのは2013年度以前にAになった項目です。

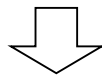


ねんど ていげん
1996年度・提言①

きょういくいんかい がいこくじん にほんじん こ そうご りかい ふか きょういく
教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育
を総合的に推進する体制を整備する。

- 1 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもたちの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。
- 2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育 研究 協議会(注)のような推進体制を整備する。
- 3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。
- 4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



ねんど
1 2002年度 A

- 1 1997年度から教育委員会 内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究会」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づき教育の推進に努めてきた。
外国籍児童・生徒の就学 状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。
今後も「川崎市外国人教育 基本方針」のより一層の定着を図っていく。

ねんど
2.3 2004年度 A

- 2 各市立学校に国際理解教育 担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等 協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。
- 3 1986年に「川崎市外国人教育 基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育 基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。
また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

4 中学校 国際教育 研究 部会の主催で国際教育 座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には従 来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している学生 インターナショナル フェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場となってきた。

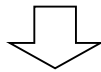
このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けてゆく。

1996年度・提言②

入居差別を禁止する条項を盛り込んだ
「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ
「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓
発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1.2

2002年度 A

1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。

同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求め」よう定めた。

2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。

条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。

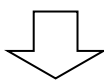
また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。

今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

1996年度・提言③

外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- 1 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- 2 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- 3 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞く。



1 2002年度 A

- 1 1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語による資料を配布、掲示している。

2 2003年度 A

- 2 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」（基本方針）を策定し（1998年4月1日施行）この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語（ルビつき）でリスト化し、今年度、配付する予定である。

3 2007年度 A

- 3 2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語資料について意見・要望を出しやすようにした。

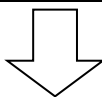
なお、市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。

今後も外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取につとめていく。

1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活支援の方法を充実する。

- 1 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。
- 2 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。
- 3 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



1 2002年度 A

- 1 国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001(平成13)年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

2.3 2005年度 A

- 2 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。
- 3 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

1997年度・提言②

外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定した在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。

1 多言語による広報の充実

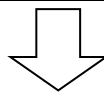
- (1) 在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きについて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報を積極的に提供する。

2 基準の緩和

- (1) 出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を認め、あわせて審査期間の短縮を図る。
- (2) 就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であり、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。
- (3) 「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていないとされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。
- (4) 国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和する。
- (5) 再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、いつでも出国し、再入国できるようにする。

3 入管行政の透明化

- (1) 在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足の要件等を明示する
- (2) 適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準をみたく人には、申請者全員に付与する。
- (3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1.2.3

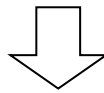
2002年度 A

1・2・3 毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

ねんど ていげん 1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 1 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 2 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 3 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



ねんど 2002年度 A

- 1 2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。
2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。
また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。

ねんど 2003年度 A

- 2 神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。
また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないように、加盟不動産店に対する指導を依頼した。
併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないように団体への啓発を強化するよう働きかけた。

ねんど 2002年度 A

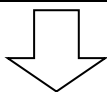
- 3 2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。

1997年度・提言④

川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

- 外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。
- 国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティアのネットワークを構築する。

なお、外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（通称；チェックリスト）を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1.2.3

2002年度 A

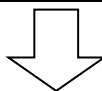
- 国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の運営委員になることがある。
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から外国人市民が就任している。
「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者がいなかった。
- 国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。
- 「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（「相談窓口の御案内」）を11言語で作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口に配布した。
また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

1998年度・提言①

外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

- 1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。
- 2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。
- 3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1.2.3

2002年度 A

- 1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。
- 2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。
今後とも職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。
- 3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。
今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

1998年度・提言②

外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、
外国人学校への助成について、文部大臣に働きかける。

- 1 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。
- 2 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

(経過報告)

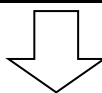
この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

[参考]

- (1) 川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)
- (2) 市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。
同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1.2

2002年度 A

- 1・2 1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

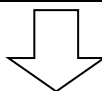
それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

国は、大学入学 受験検定 及び中学校 卒業 程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を改正し施行した。(1999年9月3日)

1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

- 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。
- 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



1 2014年度 B

- 在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、今年も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。今後、現在検討されている年金制度改正について、国の動向を注視し、市民サービスの向上を図っていくとともに、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけていく。

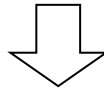
2 2002年度 A

- 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。
今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

ねんど ていげん 1998年度・提言④

がいこくじんしみん しえん ちいき こくさいこうりゆう じゅうじつ うち こくさ
外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国
い か すいしん ねんどていげん ほそくいげん
際化」を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 きょうかい ちいきしゃかい こくさいこうりゆう がいこくじんしみん たい そうだん しえん かつどう ちゅうしん
協会、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活動の中心
てき やくわり は たすため ぼらんていあ しみんだんたい あ ぼらんていあ ネットワー
的な役割を果たすため、ボランティアや市民団体をつなぎ合わせた「ボランティアネットワー
く」をいち早く構築する。
- 2 じょうき もくてき たっせい ぼらんていあ しみんだんたい でーたべーすか きょうかい すた
上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、協会のスタ
ッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識の共有化を図る。
- 3 きょうかい きかく うんえい がいこくじんしみん しみんだんたい いげん ほんえい かしょう きかくうんえい
協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営委員会」
を充足させる、または、いま ひょうぎいんかい がいこくじんしみん い しく
「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みをつくる。



1.2.3

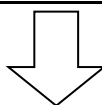
ねんど
2002年度 A

- 1 こじんどうろく ぼらんていあ こくさいこうりゆうかい かく ネットワークか ほか みんかんこうりゆう
個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間交流
だんたい みんかんこうりゆうだんたいれんらくきょうぎかい ネットワークか
団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。
ねん がつ こくさいこうりゆうかい ホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、
2001年3月には、国際交流協会のホームページを刷新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、
かくだんたい ホームページへリンクできるようにした。
また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足
し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援、及び
かんけいきかん じょうほうこうかん おこな
関係機関の情報交換を行っている。
- 2 こくさいこうりゆうかい ぼらんていあ こじんどうろく しみんだんたい みんかんこうりゆうだんたい とうろく
国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されてお
り、データベース化が図られている。
また、ぼらんていあ かくしゅ けんしゅう じっし じょうほう ちしき きょうゆうおよ じしつ こうじょう
ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上を
はか
図っている。
こくさいこうりゆうかいしよくいん ちしき こうじょう ほか ふくざつ せんもんか そうだんぎょうむ たいおう
国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応するた
め、ていきてき けんしゅう おこな
定期的な研修を行っている。
- 3 こくさいこうりゆうかい じぎょううんえい りじかい けつぎ じゅうようじこう ひょうぎいんかい ちょうさ しんぎ
国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要事項は評議員会で調査・審議することに
なっている。理事については、これまでもがいこくじんしみん しゅうにん ひょうぎいん
2001年6月からがいこくじんしみん しゅうにん
外国人市民が就任している。

ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゆうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。
- 2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。
- 3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



ねんど 1 2005年度 A

- 1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」などで周知に努めている。

ねんど 2 2003年度 A

- 2 教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通じた交流」などの学習会を行った。

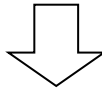
ねんど 3 2002年度 A

- 3 教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々の親子の交流活動等も行われている。
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を実施した。
また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

1999^{ねんど}年度・提言^{ていげん}②

ちいき す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまど
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓
ぐち ひろ こうほう
口があることを広く広報する。

- 1 たげんご がいこくじん かん しみんせいかつ きょういく そうだんまどぐち しょうかい ぼすたー さくせい ひろ きまざま
多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な
ばしょ がいこくじんしみんじょうほうこーな せつちかしょ はじ がっこう こうきょうしせつ し ちょうない こうほうけいじばん とう
場所（外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等）
けいじ おお ひと こうほう
に掲示し、多くの人に広報すること。



1

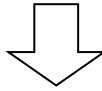
2002^{ねんど}年度 A

しみんせいかつかんけい こくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん そうだん
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する相談
まどぐち こうほう
窓口があることを広報するために、6言語（日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル
ご すぺいんご ひょうじ ぼすたー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ
語、スペイン語）で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

ねんど ていげん 1999年度・提言③

こくせき しゅうしよくもんだい ちゅうしん さべつ かいしやう はか
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- 1 かわさきし しよくいんにんやう かか こくせきじやうこう かんぜんてつぱい む さぎやう ちやくしゆ
川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- 2 みんかんきぎやう しゆらうろ さべつかいしやう ろうどうじやうけんとう てきせいか けいはつ すいしん
民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1 ねんど 2014年度 B

- 1 たとし こくせきやうけん にんやう かん うんやうじやうきやう かくにん がいこくせきしよくいん にんやう
他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について確認した。また、「外国籍職員の任用に
関する運用規程」第2章別表（公権力を行使する職務一覧表）については、今後、必要に応じて
改正を行う予定であり、その際は庁内でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き
他都市の国籍要件等を確認していく。

2 ねんど 2002年度 A

- 2 がいこくじん さいやうせんこう にゆうかんほうとう ていしよく ほんい こくせき さべつ
外国人の採用選考にあたっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別される
ことなく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。
また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌や
パンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に
向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

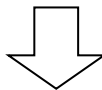
1999年度・提言④

外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出しました。

1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に提言します。

- 1 登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和すること。
- 3 再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法並とすること。
- 5 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1,2,3,4,5

2009年度 A

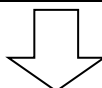
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付けるなどの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。

これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さらに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実をはかっていく。

2000年度・提言①

外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1.2.3

2005年度 A

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の中で、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取り組みを通して、外国人の児童・生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。

また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

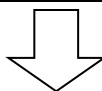
2・3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

2000年度・提言②

介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

- 1 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化理解の教育を実施する。
- 2 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。
- 3 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。



1.2.3

2002年度 A

- 1 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年には、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。
今後、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。
- 2 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5カ国語（中国語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。
- 3 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設したものである。
制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

ねんど ていげん 2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほごしゃ じどうせいと たい しえん じゅうじつ
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

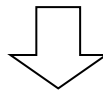
1 ほごしゃ しえん 保護者への支援

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 じどうせいと しえん 児童生徒への支援

日本語指導等協力者派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



1

ねんど
2006年度 A

1 従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6ヶ国語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会をつくっている。このなかで外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけたり、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなってきたが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので(提言②)、それに対する取組として、継続的にすすめていく。

2 日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によるきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

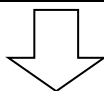
2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っている。

2001年度・提言②

外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

- 1 川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるような環境をつくる。
- 2 外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような情報システムを構築する。



1.2

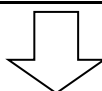
2005年度 A

- 1 外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さんへ」について、多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。
- 2 国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応できる体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、英語での問合せも受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。
外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を掲載するなど、外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

2003年度・提言①

市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解を深めるとともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



1 2008年度 A

- 1 2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。
2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。
また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

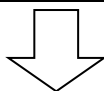
2 2006年度 A

- 2 在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。
引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。

2003年度・提言②

外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立できるよう支援する。

- 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。
- 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、PTAなどと協力して支援する。



1.2

2014年度 B

- 総合教育センターの教育相談では、中学校へ編入するすべての生徒・保護者に対して多文化共生教育ネットワークかながわ編集の「公立高校入学のためのガイドブック（10言語）」に沿って、特別枠受験、費用などについて時間をかけ、説明の充実を図っている。

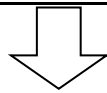
また、「日本語を母語としない中学生のための高校進学説明会」は個別相談に時間をかけられるように母語通訳を充実させる。編入時期や受験条件が多様化しているため、個別に相談できる機会を増やしたり、多様な方法で保護者に情報が伝わるように工夫する必要がある。したがって、今後は、多様化したニーズに応えるために、日本語指導等協力者派遣制度を充実させるほか、特に学習支援員の研修を充実させ、相談しやすい状況をつくっていく。

- 今年度から、各小・中学校に1名ずつ帰国・外国人児童生徒教育担当者を設置した。そのほか、担任がどのように外国人保護者と関係を作っていくべきか具体的な方法や実践例を紹介するため「帰国・外国人児童生徒指導の手引き」をウェブページよりダウンロードできるようにし、外国につながる児童生徒が編入するすべての学校で活用できるようにした。

2003年度・提言③

外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できる
よう、川崎市が住民投票制度を創設する際に外国人市民
も参加できるようにする。

- 1 住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1.2

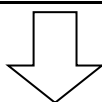
2008年度 A

- 1・2 制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。
また、外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用して、自動的に投票資格者名簿へ登録する方法としている。
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月1日に同条例を施行する。

ねんど ていげん 2003年度・提言④

がいこくじんしみん しょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定
が図られるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 2008年度 A

1 2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組みの結果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

2 2005年度 A

2 全国公営住宅管理協議会 関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明を行った。

3 2008年度 A

3 2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

ねんど ていげん
2003年度・提言 ⑤

ねんきん だったいいちじきん せいど かいぜん くに はたら
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

- 1 だったいいちじきん しきゅうがく のうふきかん み あ がく かいぜん
脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。
- 2 だったいいちじきん しきゅうりつ
脱退一時金の支給率をあげる。



1,2

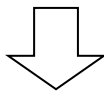
ねんど
2014年度 B

- 1・2 こんねんど せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶかちやうかいぎ つう こうせいろうどうしやう
今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に脱退一時
きん きかんせつていおよ しきゅうりつ みなお ようぼうしよ ていしゆつ
金の期間設定及び支給率の見直しをもとめる「要望書」を提出した。
こんご ひ つづ せいどかいせい こうせいろうどうしやう はたら おこな
今後も、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけを行っていく。

2005年度・提言①

日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

- 1 生活言語（日常生活に必要な日本語）だけでなく、学習言語（学習に必要な日本語）が学べる体制づくりや教材開発を行う。
- 2 学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1,2

2014年度 B

- 1 学習言語習得には、5年かかるといわれる中で、年間200名程度の児童生徒が初期の日本語指導を必要としており、また、一人一人が必要な学習支援の内容についても、学年年齢、滞在国での教育歴によって多様である。現在、13校の中学校において、3年生を対象に高等学校進学に向けた学習支援を実施している。

学習支援の教材については、文部科学省の情報を「帰国・外国人児童生徒指導の手引き」を通して、各学校にHPで情報提供を行った。日本語指導等協力者の研修会では文部科学省HP「カスタネット」を活用しながら指導の充実を図るよう紹介した。

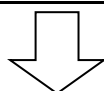
- 2 日本語指導等協力者事業において、13校の中学校へ高等学校進学に向けて学習支援員を派遣して3年生の学習支援を年間48回、実施している。また、川崎区のふれあい館「学習サポート教室 かわさき」と連携し、学年年齢を超えて、母国語義務教育を修了した生徒への学習支援に繋げている。

今後も、日本語地域連絡会議・川崎市外国人教育連絡会議を合同で開催し、学校、教育委員会事務局が関わる学習支援のモデルを継続的に検討する。

ねんど ていげん 2005年度・提言②

がいこくじんしみん にほんじんしみん す かわさきし
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくって
くために、がいこくじんしみん しせいさんか いっそうすいしん
外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- 1 がいこくじんしみん はばひろ ぶんや いけん ひょうめい こうけん し かくしゆしんぎかいとう
外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等
さんか かんきようせいび つと
に参加しやすくするなど、環境整備に努める。
- 2 がいこくじんしみん ちほうさんせいけんじつげん む くに はたら つと
外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1,2

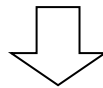
ねんど
2014年度 B

- 1 こんねんどちゆう かいさい じんけん だんじょきょうどうさんかくすいしんれんらくかいぎがいこくじんしみんしきくせんもんぶかい
今年度中に開催する人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民施策専門部会において、
し かくしゆしんぎかいとう がいこくじんしみん さんか せつきよくてきけんとう よ よてい
市の各種審議会等への外国人市民の参加を積極的に検討するよう呼びかける予定。
また、がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ たい し こくさいこうりゆうきょうかいしんぎかいとう いいんすいせん さんか
外国人市民代表者会議に対し市や国際交流協会の審議会等への委員推薦や参加の
いらい さい せつきよくてきすいせん おこな
依頼があった際は、積極的に推薦を行った。
そのほか、こうほう たんとうしゃかいぎ がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが かつ どう
説明を行い、外国人市民に対する広報・公聴における配慮を呼びかけた。
- 2 がいこくじんしみん ちほうさんせいけん こっかい どうこう かくじちたい とりくみとうじょうほうしゅうしゅう つと
外国人市民の地方参政権について、国会の動向や各自治体の取組等情報収集に努めた。

ねんど ていげん 2005年度・提言 ③

がいこくじんしゅみん ひつよう じょうほう ひろ しゅうち
外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、
じょうほう ていきょうほうほう みなお おこな
情報の提供方法について見直しを行う。

- 1 かくく くやくしよ しゅみんかん としよかんとう せつち がいこくじんしゅみんじょうほうこーなー かいぜん
各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 2 がいこくじんとうろくまどぐち き がいこくじん たげんごじょうほうしりよう かわさきし す がいこくじん みな
外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡すようにする。
- 3 こくさいこうりゅうせん たーいがい くやくしよ など みぢか ばしよ がいこくじんしゅみん たげんごそうだんまど
国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設けるよう検討する。



1.2

ねんど
2014年度 B

- 1 かくくくやくしよ がいこくじんしゅみんじょうほうこーなー せつちじょうきよう ちようさ こーなー しりよう しゅうやく
各区役所の外国人市民情報コーナーの設置状況を調査し、コーナーへの資料の集約と
じゅうじつ よ たげんごしりよう さくせい か たい くやくしよ しりよう あんてい
充実を呼びかけるとともに、多言語資料の作成課に対しては、区役所への資料の安定
きょうきゆう よ こうほうこうちようしゅかんしやかいぎ じんけん だんじよきようどうさんかくすいしんれんらくかいぎ
供給を呼びかけた。また、「広報広聴主管者会議」や「人権・男女共同参画推進連絡会議
かんじかい がいこくじんしゅみん こうほう かつた かん かんが かつた せつめい おこな がいこくじんしゅみん
幹事会」で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、外国人市民
じょうほうこーなー じゅうじつ ふく こうほう あらた はいりよ よ
情報コーナーの充実を含めた広報について、改めて配慮を呼びかけた。
- 2 かくく からのかわさきし す がいこくじん みな ついかそうふいらい てきぎたいおう
各区からの「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の追加送付依頼に適宜対応するとともに、
がつ ないよう かいてい かくくくやくしよ しゅみんかん としよかんとう ねんどばん はいふ
9月に内容を改訂し、各区役所と市民館と図書館等に2014年度版として配布する。
また外国人の転入者に全市で統一して配布することが望ましい刊行物として改めて位置
がつ かいこくじん てんにゆうしや ぜんし どういつ はいふ のぞ かんこうぶつ あらた い ち
づけるよう、関係部署や各区に働きかけた。

3

ねんど
2007年度 A

- 3 ねん がつ かわさきくやくしよ あさおくやくしよ こくご えいご ちゅうごくご たがろぐ
2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3か国語（英語・中国語・タガログ
ご がいこくじんそだんまどぐち かいせつ ひとつき かい かいあ ほんにち
語）による外国人相談窓口を開設している（一月に2回・1回当たり半日）。
しゅみん こうほう しせい し たげんご そうだんまどぐちあんないぼすたー
市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを
さくせい し しせつ しぜんいき こうほうけいじばん しよ けいじ りようしや すこ
作成し、市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少し
ふ ずつ 増えてはいるが、まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後もより
おお がいこくじんしゅみん りよう こうほう
多くの外国人市民に利用されるように、広報してゆく。

2007年度・提言①

日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるように、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
 - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。
 - (2) 学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていくための様々な支援を行う。



1,2,3

2014年度 B

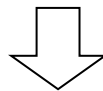
- 1 今年度も、日本語指導等協力者派遣制度により、初期の日本語指導が必要なすべての児童生徒に1回2時間72回（9か月程度）の指導を行った。また、中学3年生の高等学校進学に向けた学習支援を同事業の中で実施し、13校の中学校へ学習支援員を派遣して学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を実施した。

今後、日本語指導等協力者の派遣制度の充実させるほか、特に学習支援員の研修を充実させ、各学校のニーズに合わせ指導方法を工夫していく。
- 2 中学校へ編入する保護者・本人には、多文化共生ネットワークかながわで作成している多言語の高校受験の資料に沿って、特別枠受験、費用などについて、時間をかけて説明している。また、「日本語を母語としない中学生のための高等学校進学説明会」には、母語通訳の派遣を行う。今後は、日本語指導等協力者に対して入学選抜制度についての研修会を実施し、保護者が相談ができるように教育相談機関との連携、調整を図っていく。
- 3 高等学校に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは高まっている。現在は各学校が独自に情報を集め、支援関係機関に依頼しているが、新しい支援のあり方について検討する。

2007年度・提言②

日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないような体制づくりをすすめる。

- 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。
- 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使うようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字（ピクトグラム）を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1.2

2008年度 A

- 「地震に自信を（緊急時の対応ガイド）」（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版）を各区役所やイベント時に配布。また、これまでも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008（平成20）年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するにあたって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

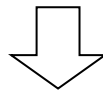
- 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し、操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、すみやかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

ねんど ていげん 2007年度・提言 ③

しみん にとって もっと みぢか きようせいまどぐち である くやくしょ に ほんご じゅうぶん
でない がいこくじんしみん に対する じょうほうていきょう てきせつ おこな
る。

- 1 どの ちいき す 地域に住むことになっても、さいていげんひつよう せいかつじょうほう て 最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、かくくやくしょ がいこくじんしみんむ ていきょう じょうほう とういつき きじゆん す たん だ ー ど せつ 各区役所で外国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準（スタンダード）を設定する。
- 2 ちようしゃない あんないひょうじ たげんご にしたる びを 振るなど、がいこくじんしみん にも りよう しやすい くやくしょ となるよう 配慮する。
- 3 たげんご以外にも いらすと えもじ びくとぐらむ 等を かつよう して、だれ にもでもわかりやすい じょうほう さくせい ていきょう 情報を作成、提供する。



1

ねんど
2014年度 B

「川崎市に住む外国人の皆さんへ」については、かくくやくしょ からの ついかそうふいらい たいおう 追加送付依頼に対応するとともに 9月に改訂を行い、年内に がいこくじんしみん 館や 図書館等に 2014年度版を配布する。

また、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの ぶんべつ ぼうさい かん に関する たげんごぼん しりょう 多言語版の資料を“外国人の転入者に全市で統一して配布することが望ましい刊行物”として改めて位置付けるよう、かんけいぶしょ かくく はたら 関係部署や各区に働きかけた。

2・3

ねんど
2008年度 A

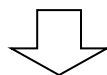
げんご ようご しゅうおよ あんないぶんしゅう がいこくじんしみんじょうほう げんごひょうき 6言語による用語データ集 及び案内文集、「外国人市民情報コーナー（6言語表記＋「i」）及び「総合案内・受付（6言語表記＋「？」）」の案内表示板（A3判）を作成し、かくくやくしょ ししよ はいふ ひ つづ だれ ひょうじ しりょう はたら 各区役所・支所に配布した。引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

2009年度・提言①

外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実させる。

- 1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる仕組みを整備する。
- 2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]外国籍の子どもおよび国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1,2

2014年度 B

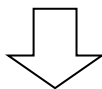
- 1 今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回（9か月）行った。また、中学3年生の学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、13校の中学校へ学習支援員を派遣した。
近年、中学2・3年生における編入が増加しており、日本語が全く話せない状況から1～2年で高校受験をしなければならず、保護者・本人、受入れ学校において厳しい状況がある。今後どのような支援方法が適切か検討を進める。
- 2 市内の県立高等学校における募集定員増について、市内中学校の状況を踏まえながら、県教育委員会と協議した。また、外国語による選抜制度の説明資料の配布を行うと共に、説明会を実施する。さらに、市立中学校の進路担当教諭に、受験方法の配慮に関する申請手続き等の説明を行う。
在県外国人特別募集については、欠員が生じている学校もあることから、全県的な配置状況と制度の周知方法等について、県教育委員会との協議が引き続き必要である。

2009年度・提言②

小・中学校における多文化理解教育の充実

- 1 小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参考となる実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。
- 2 多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につながる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] 外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育てていくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1.2

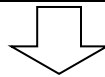
2014年度 A

- 1 今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい事業の取組や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師ふれあい事業の参考となる「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に各学校に配付する予定である。
- 2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、外国につながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多くあり、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進につながっている。多文化共生に向けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く報告されていることから、一定の成果を得たものと考えられる。
今後も講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生教育の理解、周知を進めていく。

ねんど ていげん 2009年度・提言 ③

がいこくじんしみん あんしん ちいき いりょう う たいせい つく
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

- 1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。
- 2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。
- 3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



1 ねんど 2014年度 B

【総務局において担当】

川崎市国際交流センターで実施している外国人相談窓口において医療に関する相談を受けており、医療通訳派遣システムを運営するNPO法人MICかながわを紹介することにより、医療に関する相談内容の解決への橋渡しをしている。

今年度も外国人市民、各區役所、医療機関等からの相談を受けながらMICかながわ等の関係機関との連携を深めるとともに、関係する職員や相談ボランティア等の対応力の向上を図っていく。

【市民・こども局において担当】

「医療通訳派遣システム」の活用の促進に向け、「かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会」に参加し、市内医療機関における通訳の利用件数、言語別・診療科目別の利用件数をはじめとしたシステムの運営状況等について情報収集を行った。

2 ねんど 2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

けんこうふくしきょく たんどう
【健康福祉局において担当】

かながわけん しゅたい いりょうつうやくはけんしすてむじぎょう きょうちょう しちょうそんふたんきん ししゅつ
神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出すると
ともに、かながわ いりょうつうやくはけんしすてむじちたいすいしんきょうぎかい さんか いりょうつうやくはけんしすて
む じゅうじつ きょうか はか こんねんど しりつた まびょういん しりつ だびょういん かわさききょうどうびょういん
ムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の
びょういん きょうていりりょうきかん ついか
3病院を協定医療機関に追加することができた。

こんご かながわけん けんないたしちょうそん れんけい いりょうかんれんたいとう はたら おこな
今後も神奈川県や県内他市町村とも連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行って
いくことにより、ひきつづ がいこくじんしん じゅしん かんきょう せいび つと
引続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

ねんど
2011年度 A

びょういんきょく たんどう
【病院局において担当】

しりつびょういん うけつけまどぐち かながわけんさくせい がいどぶつく せつち とう びょういん
市立病院においては、受付窓口で神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに
くふう がいこくじんしん ぶん えんかつ たいおう つと かながわけんいりょうつうやくはけんしすてむ
工夫し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム
じぎょう いちりつ びょういんすべ さんか がいこくじんしん じゅしん かんきょう せいび
事業に、市立3病院全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。

しりつ だびょういん さいへんせいび ともな ぶぶんでき いんないひょうき えいご へいき
さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内表記に英語を併記した。

ねんど
2012年度 A

2009年度・提言④

外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識
を持った人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 1 国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- 2 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1.2

2014年度 B

1 【総務局において担当】

階層別研修において、人権に係る講義を実施し、市職員の人権意識の向上を図った。
また、今後も市町村職員中央研修所等の専門的な研修に職員を派遣し、多文化共生社会を構築するための知識の習得と、多様化する問題に柔軟に対応できる職員の育成を図る。
国際交流協会では、相談員が、最新の社会動向に対応するための研修の受講、相談員全体での情報交換会（週1回）等により、最新・最適の情報提供を行えるように努めた。
そのほか、引き続き法テラスなどの法律に関する機関との関係強化に努めていく。

【市民・子ども局において担当】

「かわさき市民活動センター」で実施している全市的な市民活動支援施策の一つとして、在日外国人支援を行う団体の職員も含む市民活動団体の職員を対象とした活動支援のための講座を実施した。
そのほか、区役所や外国人市民相談窓口の職員等を対象に、川崎市居住支援制度及び住まいに関する問題をテーマにした研修を実施する予定。今後も、同様の研修を実施するとともに、他都市の取組状況等も参考に、効果的な人材の養成や、相談窓口と相談内容に応じた関係部署との連携について検討していく。

- 2 区役所や外国人市民相談窓口の職員等を対象に、川崎市居住支援制度及び住まいに関する問題をテーマにした研修を実施する予定。そのほか、分かりやすく情報を伝える手段である「やさしい日本語」の研修会も実施する。今後も、同様の研修を実施するとともに、他都市の取組状況等も参考に、効果的な人材の養成や把握に努め、人材の活用する方法について検討していく。

2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

- 1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。
- 2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1.2

2014年度 B

- 1 1993年に実施して以来の外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を実施した。調査結果の集計・分析を行い、今年度中に報告書を作成する予定。
- 2 外国人市民意識実態調査（アンケート調査）の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用するとともに、報告書を作成して公表する予定。

2011年度・提言②

誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



1,2,3

2014年度 B

- 1 政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に要望書を提出した。なお、2014年10月1日現在における社会保障協定締結国は15カ国となっている。(ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー)
- 2 今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に脱退一時金の期間設定及び支給率の見直しをもとめる「要望書」を提出した。
今後、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけを行っていく。
- 3 国及び国から年金に関する業務を委任・委託され、パンフレット等の広報物を作成している日本年金機構に対し、全国都市国民年金協議会をはじめとした会議の場において、他都市とともに外国人向けの分かりやすいパンフレットの作成について要望している。
今後、他都市と連携しながら、提言の実現に向け国及び日本年金機構に働きかけていく。

2011年度・提言③

多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。

(2009年度提言の補足意見)

- 1 小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



1.2

2014年度 B

- 1 学校では、各教科等の学習の中で、2011年度に小学校、2012年度に中学校で全面実施となった新学習指導要領のねらいに則して、多文化共生教育を含む国際理解に関する学習を行っている。また、1998年度より継続して実施している民族文化教師ふれあい事業の実施校数が、2013年度までで延べ883校になり、2014年度も56校で様々な国と文化を取り上げ実施する予定。
- 2 学校における多文化共生教育はあらゆる人々が相互の違いを認め合い、共に生きていく姿勢をはぐくむ人権尊重教育を基盤に据えた取組の推進を最大のねらいとしている。
本市では、多文化共生教育の具体的な実践のひとつとして、1998年度より民族文化講師ふれあい事業を実施している。この事業は、それぞれの学校の授業の中で、いくつかの国の文化に視点を置き、その国々の文化に背景があることや、外国につながりを持つ人々を理解し寄り添うことの大切さを子どもたちが学ぶことを主な目的としている。
これまでに、市全体として883校で実施し、取りあげられた国数は44カ国に及ぶ。
今年度も56校において、様々な国と文化を取りあげて多文化共生教育を推進している。
今後は、各学校の子どもたちの状況や発達段階に合わせて、多様な国や文化を取り入れることも視野に入れていきたい。

ねんど ていげん 2011年度・提言 ④

がっこう 学校におけるいじめ問題解決のための取り組みを推進し、保護者
へのサポートを充実させる。

- 1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。
- 2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に務める。



1,2

ねんど
2014年度 B

- 1 2014年12月に、川崎市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の基本的な考え方やいじめ防止等に向けて実施する取組をまとめた「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてVII～いじめ問題の理解と対応」（総集編・改訂版）をいじめ問題に関する教職員向けの総合的な手引きとして、編集・発行し、市立学校の全ての教職員に配布する予定。各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への理解を深めるとともに、未然防止や早期解決へ向けて組織的に取り組んでいる。また、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施し、いじめ問題への対応力向上に努めた。
今後、各学校が、定期的にいじめ問題に関わる取組状況を自己点検し、より充実したものとなるように支援を進める。
- 2 日本語指導等協力者が何か変わった様子に気づいた場合には、本人と面談し、担任にその内容を報告するなど連携して指導にあたっている。保護者には、いじめを含め学校生活全般に不安を感じないように、日常的に担任や日本語指導等協力者が連絡をしている。文化の違いなどから子ども同士のトラブルが見られるが、このようなトラブルが起これることを担任が事前に予測し、その対応にあたるなど、いじめ等の未然防止が図られるように、今後も日本語指導等協力者とのさらなる連携をめざすほか、日本語指導等協力者にいじめ・不登校の未然防止のための研修を実施することなどを検討する。

2013年度・提言①

区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

(1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウェルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようにする。

(2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウェルカムセット(仮称)」に加えるとともに、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。

また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。

(3) 外国人市民にとって重要と思われる情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

2 窓口サービスについて

(1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にとどりつくことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。

また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。

(2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1,2

2014年度 B

1(1) 【各区役所において担当】

各区役所とも、区民課で転入者に対し、生活に必要な情報を窓口で手渡しあるいは窓口付近に配架する等の方法で配布している。

今後も配布を継続していくとともに、全市共通で配布する資料の検討を課題として取り組んでいく。

1(2) 【各区役所、市民・子ども局において担当】

外国人市民向けの多言語資料(「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等)については、大部分の区役所で転入者向け資料のセットと合わせて配布している。また、外国人市民情報コーナー等への多言語資料の配架も行っている。

区役所によっては、コーナーが分かりにくい場所にあることなどによって利用者が少ない現状があり、コーナーに配架する資料を改めて充実させることと合わせて、外国人市民をコーナーに誘導(案内)するための多言語資料の作成を進めていく。

1(3) 【市民・子ども局において担当】

「広報広聴主管者会議」や「人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会」で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について、改めて配慮を呼びかけた。

2(1) 【各区役所において担当】

全区役所で、総合案内等において、英語、中国語、韓国・朝鮮語を併記したフロア案内表示を行っている。

また、外国人市民への対応については、多言語による窓口案内マップの作成や、対応マニュアルの作成など、それぞれの区で取組を行っているが、組織的な対応が難しく、外国語を習得している職員に对应を依頼するケースや、英語が分からない外国人市民が来庁した場合に案内が困難なケースなどがある。円滑な対応に向けては、今後も全区共通の課題として、取組の方法について検討を続けていく。

2(2) 【市民・子ども局において担当】

英語（ローマ字）で発行することができる証明書書を所管する部署に対し、市民が英語（ローマ字）での証明書発行サービスを利用しやすくなるような取組について検討するよう呼びかけた。

2013年度・提言②

外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、
日本の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるため
の取組を積極的に推進する。

(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会を設ける。

2 子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供する。



1.2

2014年度 B

1 日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省作成の就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡して説明している。また、今年度から各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を集める研修の中でもこの冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえよう担当者に周知した。

2 教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の提供を行っている。多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも開設している。(4月～3月、全11回予定)

そのほか、川崎市ふれあい館で、社会福祉法人青丘社との共催で、就学前の子と親を対象に「プレスクールにさんかしませんか？」及び「親子識字日本語教室」を2015年2～3月に実施予定。

ねんど ていげん
2013年度・提言 ③

がいこくじんしみん あんてい かていせいかつ のうりよく ろうどうりよく はつき
外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を発揮
し日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を
ほうむだいじん はたら
法務大臣に働きかける。

ざいりゅうしかくかぞくたいざい かぞく はんい ざいりゅうがいこくじんおよ はいぐうしゃ おや ふく くに
1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に
はたら
働きかける。

ざいりゅうしかくえいじゅうしゃにほんじん はいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ ていじゅうしゃ も ざいりゅうがいこくじんとうがい
2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該
しかく ゆう きかん かぎ おや にほん たいざい
資格を有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

ばあい おや ざいりゅうきかんこうしんてつづ ひつよう とき にほんこくない おこな
3 1、2の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすること
くに はたら
を国に働きかける。



1,2,3

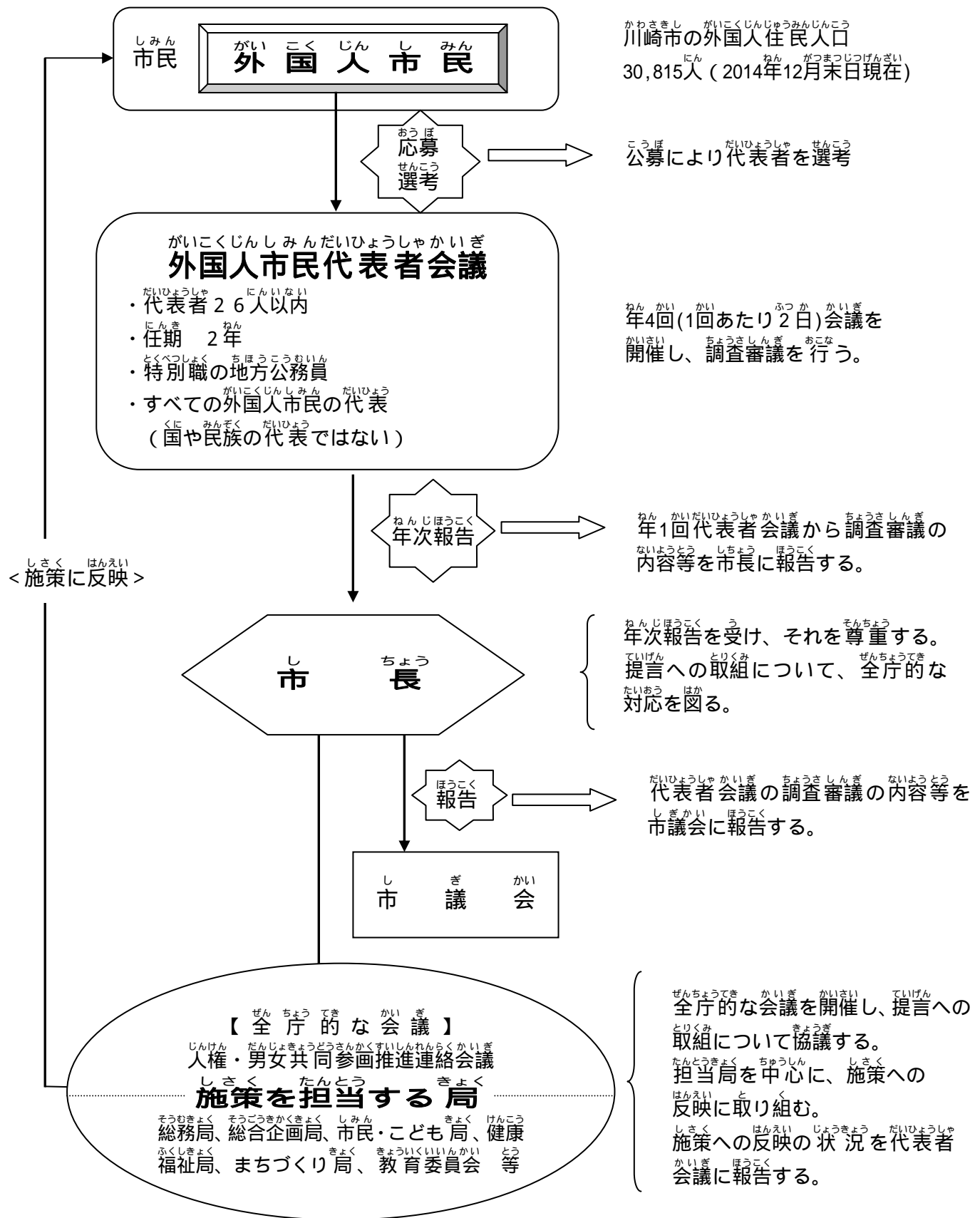
ねんど
2014年度 B

ざいりゅうしかく くに どうこう た じちたい とりくみとうじょうほうしゅうしゅうつと
在留資格について、国の動向や他の自治体の取組等情報収集に努めた。

また、今年度実施した外国人市民意識実態調査において、在留管理・滞在管理に関わる
しみんいしき はあく はか こんねんどちゅう ちょうさけつか しゅうけい ぶんせき おこな ほうこくしょ さくせい
市民意識の把握を図った。今年度中に調査結果の集計・分析を行い、報告書を作成する
よてい
予定。

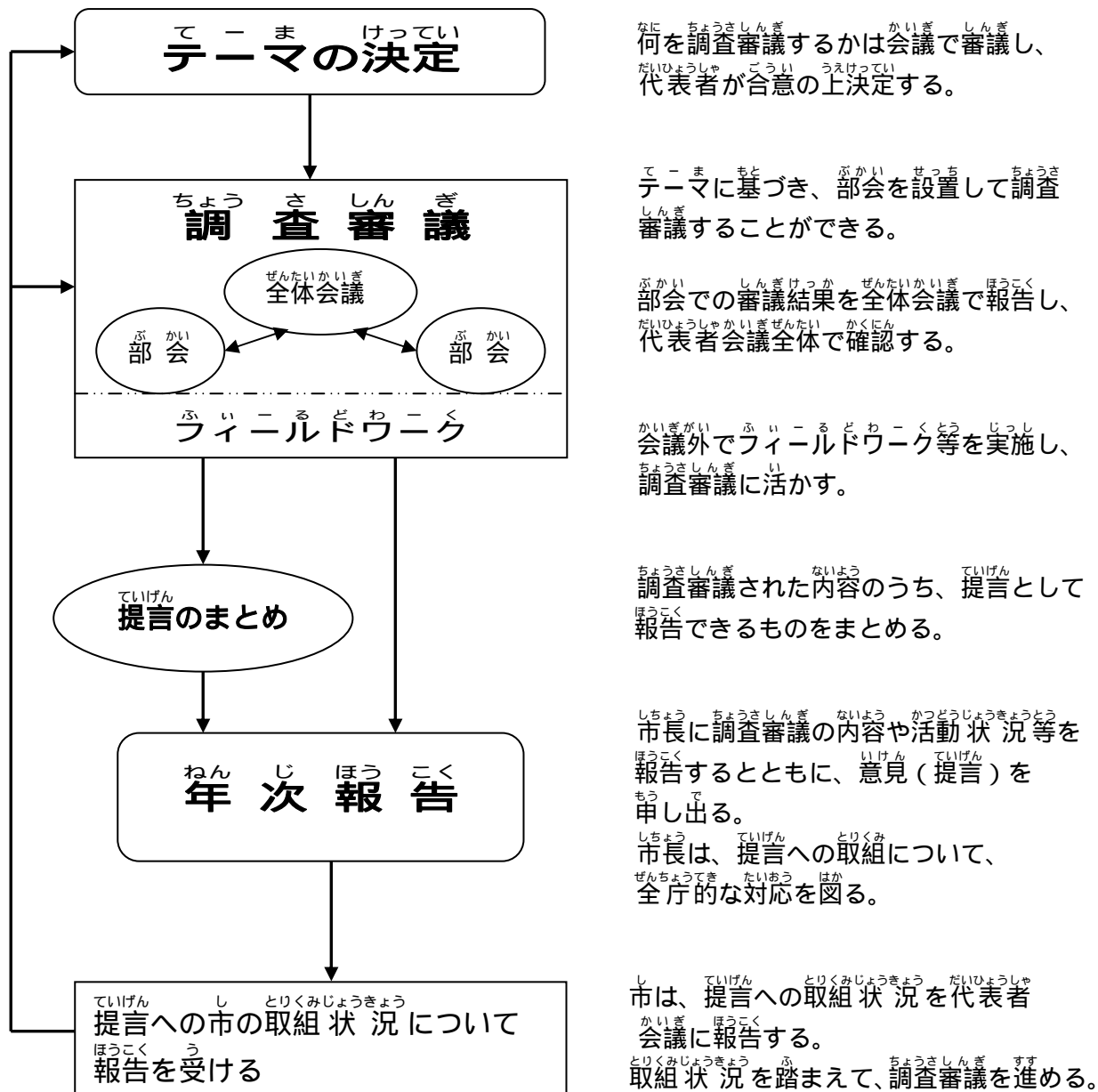
5 外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



[事務局] 市民・子ども局 人権・男女共同参画室

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供

6 条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回あたり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎうんえいようこう
川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開閉)

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の使用言語)

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

(正副議長会議)

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

(部会の設置)

第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

(臨時の会議)

第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催することができる。

(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

(会議の報告)

第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録とする。

2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を含む内容とする書面により行う。

(解嘱の申出)

第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

(3) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出ることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんにんようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゆし
(趣旨)

だい じょう ようこう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれいへいせいねんかわさきしじょうれいだいごういか
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下
じょうれい だい じょう きてい もと しちょう いしよく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ
「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者
いか だいひょうしゃ せんにん ひつよう じこう さだ
(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。

だいひょうしゃせんこういいんかいせっち
(代表者選考委員会の設置)

だい じょう しちょう だいひょうしゃ せんにん かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう いいんかい
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
いか だいひょうしゃせんこう いいんかい せっち せんこう けつか もと いしよく
(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものと
する。

だいひょうしゃ はいぶん
(代表者の配分)

だい じょう じょうれいだい じょう もと だいひょうしゃ にん いない はいぶん つぎ かくごう おこな
第3条 条例第4条に基づく代表者26人以内の配分は、次の各号により行う。

ほんし じゅうみんきほんだいちょう きろく もの にほんこくせきゆう かぎ
(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者(ただし、日本の国籍を有しないものに限
る。)が1,000人以上いる国に10人を、その記録されている者の数に比例して配分す
る。

こくさいれんごうじんけんりじかい いいんせんしゅつ ちいきくぶん もと ちいき にん むこくせきしゃ ふく
(2) 国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域に16人(無国籍者を含
む。)を配分する。その配分の内訳はアジア地域に3人以上、その他の4地域に各1人以上
とする。

ぜんこう きてい はいぶんすう たい おうぼすつ み また おうぼしゃ せんこうきじゆん み
2 前項に規定する配分数に対して、応募数が満たないとき、又は応募者が選考基準を満たさ
ないときは、その都度協議するものとする。

だいひょうしゃ ぼしゅう
(代表者の募集)

だい じょう だいひょうしゃ ぼしゅう こうぼ おこな
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

ぼしゅう がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ おうぼ しんせいしよ だい ごうようしき おこな
2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。

だいひょうしゃ せんこうきじゆん
(代表者の選考基準)

だい じょう だいひょうしゃせんこう いいんかい だいひょうしゃ せんこう おうぼしゃ にほんご かいわのうりよく ほか
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考にあたっては、応募者の日本語会話能力の他
しせい かんしん ちいき がいこくじん そうご こうりゅうじょうきょう きょうせい せつきよくせいとう
市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を
こうりよ せんこう
考慮して選考する。

ぜんこう さだ だいひょうしゃせんこう いいんかい だんじよ きんこう ちいき ねんれいどう てきせつ
2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切
はいりよ
な配慮をするものとする。

きじゆんび
(基準日)

だい じょう だい じょうだい こうだい ごう じゅうみんきほんだいちょう きろく だいひょうしゃ せんにん とし がつついたち
第6条 第3条第1項第1号の住民基本台帳の記録は、代表者を選任する年の1月1日の
きろく もち
記録を用いる。

まん さいおよ しないざいじゅう ねんいじょう ようけん きじゆんび だいひょうしゃ かいせん とし がつついたち
2 満18歳及び市内在住1年以上の要件の基準日は、代表者の改選の年の4月1日とする。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう だいひょうしゃせんこう いいんかい ほか しみん
第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表者選考委員会に諮って市民・こど
きよくちょう さだ
も局長が定める。

ふ そく
附 則
しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 1 0 月 7 日から施行する。

きじゅん び とくれい
(基準日の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、第 7 条 第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 4 月 1 日の外国人登録者数を用い、満 1 8 歳及び市内在住 1 年の要件の基準日は、同条 第 2 項の規定にかかわらず、平成 8 年 1 1 月 1 日とする。

だいひょうしゃ せんこう いいん かい にんき
(代表者 選考委員会の任期)

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第 3 条 第 2 項の規定にかかわらず、任期は平成 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成 1 2 年 2 月 2 5 日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成 1 9 年 8 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

かわさきし がいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち ようりょう
川崎市外国人市民 代表者 会議 代表者 選考委員会設置 要綱

もくてきおよび せっち
(目的及び設置)

第 1 条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第 2 条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、

かわさきしがいこくじん し みんだいひょうしゃかい ぎだいひょうしゃせんこういじんかい い か せんこういじんかい せっち
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所 掌 事 項)

だい じょう せんこういじんかい つぎ じこう しょしょう
第 2 条 選考委員会は次の事項を所掌する。

- 1) 要綱に基づく代表者会議の代表者の選考
- 2) 選考結果の市長への報告
- 3) 代表者の募集に係わる事項に関すること。
- 4) 代表者会議における代表者の活動 状況 等に関すること。

(選 考 委 員 会 の 組 織)

だい じょう せんこう いじん かい いじん にん いない そしき
第 3 条 選考委員会の委員は 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、外国人市民に関して見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委 員 の 任 期)

だい じょう せんこう いじん かい いじん にんき ねん いない
第 4 条 選考委員会の委員の任期は、2 年以内とする。

(委 員 の 守 秘 義 務)

だい じょう いじん しょひ ぎむ
第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、
同様とする。

(委 員 長)

だい じょう せんこう いじん かい いじんちよう ひとり お いじん ごせん さだ
第 6 条 選考委員会に委員長を 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会 議)

だい じょう せんこう いじん かい いじんちよう しょうしゅう かいぎ ぎちよう
第 7 条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会は、その職務を行うため、必要と認めるときは、関係者から資料の提出若しくは説明又は意見を聴くことができる。

(事 務 局)

だい じょう せんこう いじん かい じむきょく しみん きょくじんけん だんじょきょうどうさんかくしつ お
第 8 条 選考委員会の事務局は、市民・子ども局人権・男女共同参画室に置く。

(委 任)

だい じょう しょうりょう さだ ひつよう じこう しみん きょくちよう さだ
第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民・子ども局長が定める。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんしさくせんもんちようさいんせつちようこう
川崎市外国人市民施策専門調査員設置要綱

しゆし
(趣旨)

だい じょう かわさきし がいこくじんしみんしさく えんかつ すいしん はか しめん きよくじんけん だんじょ
第1条 川崎市における外国人市民施策の円滑な推進を図るため、市民・子ども局人権・男女
きようどうさんかくしつ きんむ ひじようきんしよくたくいん ひつよう じこう さだ
共同参画室に勤務する非常勤嘱託員について必要な事項を定めるものとする。

しよくめい
(職名)

だい じょう ひじようきんしよくたくいん めいしよう かわさきしがいこくじんしみんしさくせんもんちようさいん いが せんもんちようさいん
第2条 非常勤嘱託員の名称は、川崎市外国人市民施策専門調査員(以下「専門調査員」と
いう。)とする。

みぶん
(身分)

だい じょう せんもんちようさいん ちほうこうむいんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こうだい ごう
第3条 専門調査員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に
きてい とくべつしよく ひじようきんしよくたくいん
規定する特別職の非常勤嘱託員とする。

しよくむ
(職務)

だい じょう せんもんちようさいん しよくむ つぎ
第4条 専門調査員の職務は、次のとおりとする。
(1) がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ちようさしんぎしりよう さくせい かん
外国人市民代表者会議の調査審議資料の作成に関すること。
(2) がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ うんえいほじょ かん
外国人市民代表者会議の運営補助に関すること。
(3) がいこくじんしみんしさく かん ちようさおよ しりようさくせい かん
外国人市民施策に関する調査及び資料作成に関すること。
(4) ためい じこう
その他命じられた事項

ていすう
(定数)

だい じょう せんもんちようさいん ていすう ひとり
第5条 専門調査員の定数は、1人とする。

にんようおよ にんようきかん
(任用及び任用期間)

だい じょう せんもんちようさいん がいこくじんしみんしさく かか せんもんてき ちしきけいけん ゆう もの しちよう
第6条 専門調査員は、外国人市民施策に係る専門的な知識経験を有する者のうちから市長が
にんめい
任命する。

(中 略)

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

へん しゅう かわさき しがいこくじん し みんだいひょうしゃかい き
編 集：川崎市外国人市民代表者会議

2015 (平成27) 年 3月

はっ こう かわさき し し みん きょくじんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
発 行：川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室
〒210-8577 かわさきしかわさきくみやもとちょう ばん ち
川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044-200-2359 FAX 044-200-3914

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>